

令和6年度における戸田市人事行政の運営等の状況

一 目 次

	頁
1 職員の任免及び職員数に関する状況 1
(1) 職員の採用状況	
(2) 再任用の状況	
(3) 会計年度任用職員の状況	
(4) 職位別任用状況	
(5) 職員の退職の状況	
2 職員の人事評価の状況 2
(1) 評価制度の概要	
(2) 人事評価結果の活用	
(3) その他	
3 職員の給与の状況 3 ~ 19
I 総括 3 ~ 4
(1) 人件費の状況（普通会計決算）	
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）	
(3) フルタイム会計年度任用職員給与費の状況	
(4) ラスパイレス指数の状況	
(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について	
(6) 特記事項	
II 職員の平均給与月額、初任給等の状況 5
(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況	
(2) 職員の初任給の状況	
(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	
III 一般行政職の級別職員数等の状況 6 ~ 7
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況	
(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））	
(3) 昇給への人事評価の活用状況（戸田市）	
IV 職員の手当の状況 8 ~ 11
(1) 期末手当・勤勉手当	
(2) 退職手当	
(3) 地域手当	
(4) 特殊勤務手当	
(5) 時間外勤務手当	
(6) その他の手当	
V 特別職の報酬等の状況 12
VI 職員数の状況 12 ~ 13
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由	
(2) 年齢別職員構成の状況	
(3) 職員数の推移	
VII 公営企業職員の状況 14 ~ 19
(1) 水道事業	
(2) 下水道事業	
4 職員の休業に関する状況 20
(1) 育児休業等の取得状況	
(2) 育児休業等の承認期間	
5 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況 21
(1) 勤務時間の概要	
(2) 休暇取得状況	
(3) 時間外勤務の状況	
6 職員の分限及び懲戒処分の状況 22
(1) 分限処分の状況	
(2) 懲戒処分の状況	
7 職員の服務の状況 23
(1) 営利企業等従事制限に係る許可の状況	
8 職員の退職管理の状況 24
(1) 退職管理の概要	
9 職員の研修の状況 25
(1) 研修の概要	
10 職員の福祉及び利益の保護の状況 26
(1) 福利厚生制度の概要	
(2) 公務災害等の発生状況	
11 公平委員会の状況 27
(1) 勤務条件に関する措置の要求等の状況	

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況

令和6年度

(単位:人)

職種名	採用数	うち女性数
事務職	23	10
技術職	3	1
保育士	4	4
医師	0	0
看護師	3	3
保育園看護師	0	0
保健師	2	2
消防	8	2
合計	43	22

(2) 再任用の状況

令和7年4月1日現在

(単位:人)

職種名	人数	内訳	
		男	女
フルタイム勤務職員	15	12	3
短時間勤務職員	5	2	3

(3) 会計年度任用職員の状況

令和7年4月1日現在

(単位:人)

職種名	人数	内訳	
		男	女
フルタイム勤務職員	19	0	19

(4) 職位別任用状況

令和6年4月1日現在

(単位:人)

職名	昇任者数	内訳	
		男	女
部長級	0	0	0
参事・参与級	0	0	0
次長級	3	3	0
副参事級	0	0	0
課長級	7	6	1
主幹級	6	4	2
副主幹級	14	8	6
合計	30	21	9

(5) 職員の退職の状況

令和6年4月1日～令和7年3月31日

(単位:人)

職種名	定年退職	普通退職	その他(死亡)	勤務延长期限到来	合計
事務職	1	16	0	0	17
技術職	0	5	0	0	5
保育士	0	1	0	0	1
消防	1	3	0	0	4
保健師	0	1	0	0	1
看護師	1	3	0	0	4
医師	0	0	0	0	0
医療技術	0	1	0	0	1
管理栄養士	0	0	0	0	0
その他(調理士、技能員等)	0	1	0	0	1
合計	3	31	0	0	34

2 職員の人事評価の状況

(1) 評価制度の概要

評価の種類	業績評価	職員が職務の遂行によって達成した業績を評価するもの									
	能力評価	職員が職務の遂行において発揮した能力を評価するもの									
対象期間	4月1日～3月31日										
対象職員	一般職の全職員										
評価者	業績評価		評価補助者	評価者	1次調整者	2次調整者					
		部長級	—	副市長	—	—					
		参事・参与級 次長級	—	部長職	—	—					
		課長級	—	次長職	部長職	—					
		主幹級・副主幹級	—	課長職	次長職	部長職					
	能力評価	主査級以下	主幹職・副主幹職								
			評価補助者	1次評価者	2次評価者	3次評価者					
		部長級	—	—	—	副市長					
		参事・参与級 次長級	—	—	部長職	—					
		課長級	—	次長職	部長職	—					
		主幹級・副主幹級	—	課長職	次長職	部長職					
		主査級以下	主幹職・副主幹職								

(2) 人事評価結果の活用

人事評価の結果は、昇給及び勤勉手当、分限、人事異動、人材育成の資料等に活用する。

(3) その他

新任の評価者に対する研修及び新規採用職員等への人事評価研修を実施している。

3 職員の給与の状況

I 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	142,070人	65,361,898千円	4,563,052千円	9,630,082千円	14.73%	14.58%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	952人(14)	3,607,182千円	1,221,239千円	1,610,547千円	6,438,968千円	6,764千円	6,361千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

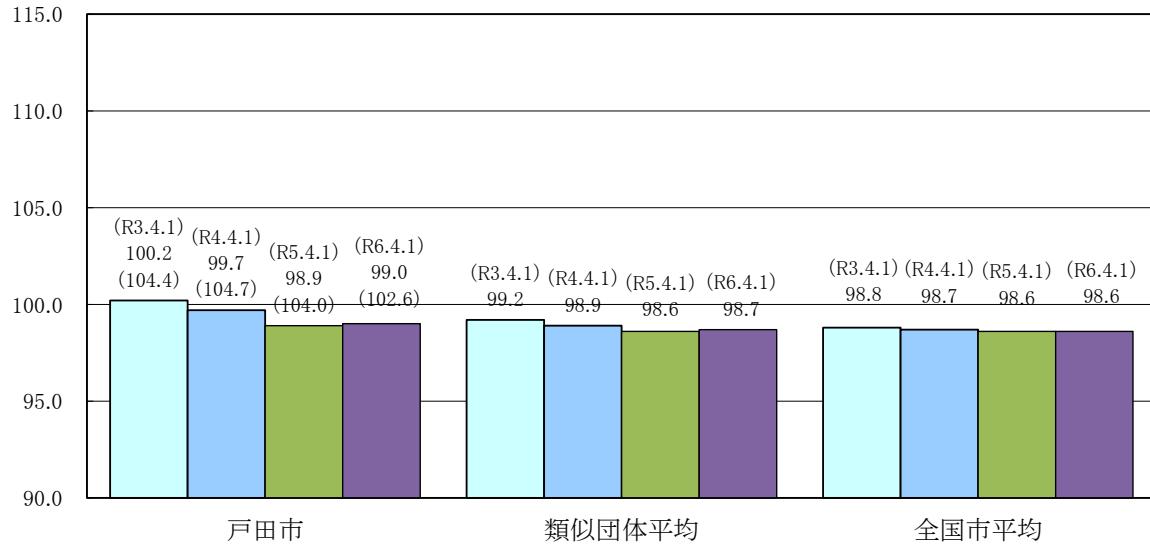
2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用職員短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) フルタイム会計年度任用職員給与費の状況

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
6年度	22人	62,901千円	8,498千円	25,168千円	96,567千円	4,390千円

(4) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）

を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した

地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給割合））/（1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割り水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べて1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、

③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国との給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成28年4月1日

（内容） 給料表は国に準拠し、適正に見直す。また、経過措置は行わないこととする。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準5%に対し、戸田市においては10%を支給。

（実施時期）平成27年4月1日時点は8%だったが、総合的見直しにより、平成28年4月1日より10%へと改定。

（参考）

年度	各年度の支給割合											
	平成 26年度	平成27年度		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
		4月1日 時点	遷及 改定後									
国基準による 支給割合	6%	6%	-	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	6%	5%
戸田市の 支給割合	8%	8%	-	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に改正を実施。（平成28年4月1日より実施）

(6) 特記事項

II 職員の平均給与月額、初任給等の状況（フルタイム会計年度任用職員を除く）

（1）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
戸田市	40.1 歳	324,905 円	434,999 円	391,658 円
埼玉県	41.8 歳	319,425 円	411,863 円	367,476 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	42.1 歳	316,955 円	406,373 円	367,288 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する 民間 の類似職 種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
戸田市	52.1 歳	16 人	310,175 円	374,295 円	356,948 円	—	— 歳	— 円	—
うち学校給食員	52.1 歳	16 人	310,175 円	374,295 円	356,948 円	調理士	45.6 歳	277,400 円	1.35
うち用務員	0.0 歳	0 人	0 円	0 円	0 円	—	—	— 円	—
うちその他	0.0 歳	0 人	0 円	0 円	0 円	—	—	— 円	—
埼玉県	53.9 歳	149 人	308,506 円	363,394 円	339,367 円	—	—	—	—
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	— 円	330,533 円	—	—	—	—
類似団体	53.0 歳	31 人	316,762 円	372,923 円	354,212 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
戸田市	6,199,700 円	— 円	—
うち学校給食員	6,199,700 円	3,679,800 円	1.68
うち用務員	0 円	— 円	—
うちその他	0 円	— 円	—

- （注）1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

（2）職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区分	戸田市	埼玉県	国
一般行政職	大学卒	225,600 円	205,579 円
	高校卒	201,000 円	173,584 円
技能労務職	高校卒	199,000 円	176,428 円
	中学卒	185,700 円	159,872 円

（注）国及び県のデータについては、令和6年4月1日時点のもの。

（3）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	282,500円	354,300円	372,300円
	高校卒	252,100円	328,000円	360,000円
技能労務職	高校卒	247,400円	281,500円	293,400円
	中学卒	236,000円	276,000円	289,000円

（注）経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものである。

III 一般行政職の級別職員数等の状況 (フルタイム会計年度任用職員を除く)

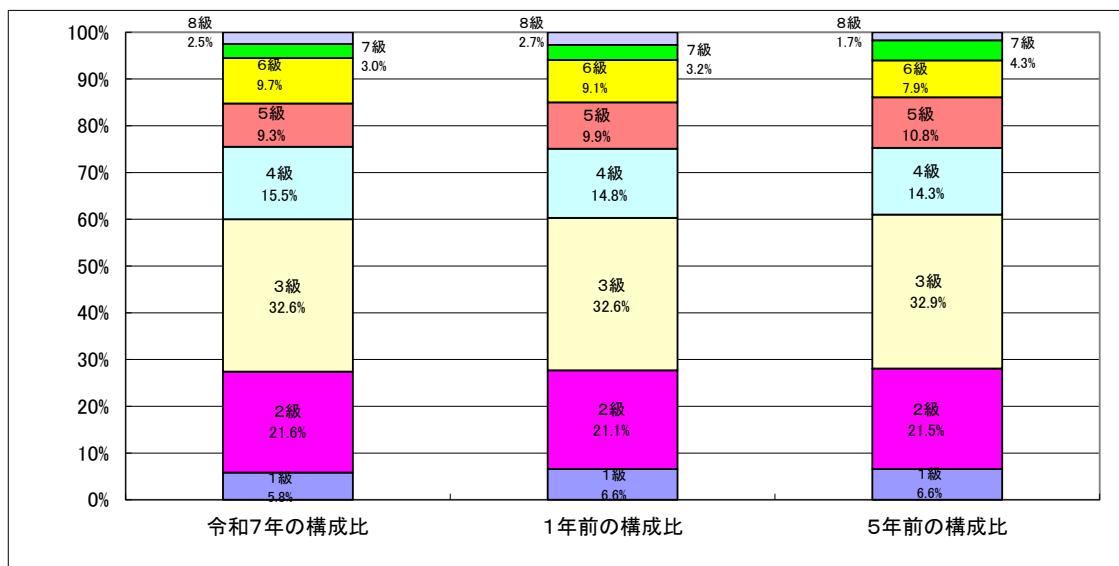
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (令和7年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補・技師補	31人	5.87%	183,500円	258,100円
2級	主事・技師	114人	21.59%	230,000円	308,500円
3級	主任	172人 (2)	32.58% (50.00%)	265,300円	364,300円
4級	副主幹	82人 (2)	15.53% (50.00%)	298,800円	405,000円
5級	主幹	49人	9.28%	321,300円	412,000円
6級	課長	51人	9.66%	355,200円	427,400円
7級	次長	16人	3.03%	408,300円	458,400円
8級	部長	13人	2.46%	458,300円	481,600円

(注) 1 戸田市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

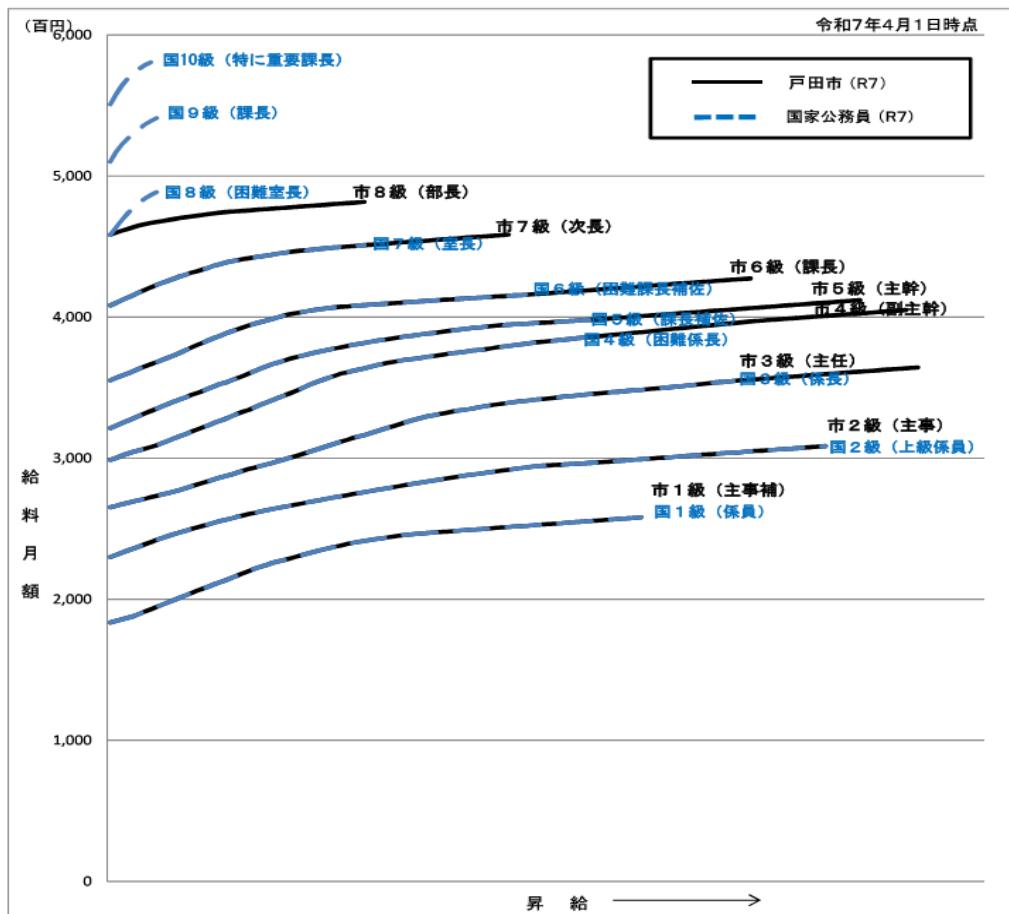
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

3 () 内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。



※対象者は市長部局の一般行政職給料表適用者とする。

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（戸田市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分		○		○
標準の区分のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定期				

IV 職員の手当の状況 (フルタイム会計年度任用職員を除く)

(1) 期末手当・勤勉手当

戸 田 市	埼 玉 県	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,685 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,707 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.4) 月分	勤勉手当 2.10 月分 (1) 月分	(令和5年度支給割合) 勤勉手当 2.05 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) 1 ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職) (戸田市)

令和6年度中における運用	管 理 職 員		一 般 職 員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定期				

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

戸 田 市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分
1人当たり平均支給額 4,828 千円 0 千円	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 割増率(2~45%)

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(注) 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	378,258 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	399 千円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
市内全域	10 %	969 人	4 %

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績（令和6年度決算）	20,741 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	82,964 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）	25.0 %			
手当の種類（手当数）	13			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務事務手当	収納推進課、健康長寿課の職員	戸別に訪問して、市税、国民健康保険税又は介護保険料の徴収の事務に従事したとき	0千円	日額200円
防疫作業手当	環境課の職員	(1) 感染症疾患者等の救護、感染症等の病原体の附着した物件等の処理作業に従事したとき	0千円	
		(2) 毒物、劇物を使用して植物の防疫作業又ははちの駆除に従事したとき	0千円	日額500円
行旅死亡人取扱業務手当	生活支援課の職員	行旅死亡人又は変死人の取扱業務に従事したとき	0千円	1体1,500円
消防業務手当	消防職員	(1) 救急現場に出場したとき	3,669千円	1回120円
		救急救命士の資格を有する職員が救急救命士法の規定に基づく救急救命処置を実施したとき	172千円	1回600円
		(2) 機関員として、火災、救助、その他災害出動に従事したとき	62千円	1当番120円
		(3) 水死人等の取扱業務に従事したとき	30千円	1件1,000円
		(4) はしご車の操作若しくは登はん、高所(地上10m以上)作業又は訓練に出場したとき	357千円	1回150円
		(5) 潜水器具を装着して水難救助活動又は捜索活動に従事したとき	0千円	1回600円
医師手当	市民医療センターの医師	(1) 勤務時間外に医師が往診したとき	0千円	1軒450円
		(2) 医師が、診療、検診等に従事したとき	10,020千円	月額167,000円
夜間看護等手当	市民医療センターの看護師 若しくは准看護師又は市長がこれらに準ずると認める職員	正規の勤務時間による勤務の一部は又は全部が深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)において行われる看護等の業務に従事したとき	0千円	1回2時間未満 3,700円
			555千円	2時間以上4時間未満 4,700円
			3,624千円	4時間以上6時間以下 6,000円
放射線取扱業務手当	市民医療センターの診療放射線技師	放射線照射装置を使用して行う撮影又は透視業務に従事したとき	90千円	日額200円
臨床検査業務等手当	市民医療センターの臨床検査技師又は衛生検査技師	専ら検査業務に従事したとき	35千円	日額150円

現場業務手当	都市整備部の職員又は市長が定める職員	(1) 交通ひんぱんな道路上で工事等に伴い、測量、境界査定、検査、作業又は監督業務に従事したとき	0千円	日額200円
		(2) 公共施設又は建設工事現場における高所(地上10m以上)での調査、検査又は監督業務に従事したとき	0千円	日額200円
公害業務手当	環境課の職員	公害防止のためガス、粉じん、悪臭、排水等で有毒又は危険を伴う工場等への立入り又は紛争処理を要する調査、指導、勧告、若しくは命令の業務に従事したとき	0千円	日額200円
福祉業務手当	社会福祉法第15条第1項第1号及び第2号に規定する所員	府外で、調査、相談、指導等の社会福祉業務に従事したとき	479千円	日額500円
変則勤務手当	正規の勤務時間が日曜日又は土曜日に割り振られている職員(夜間看護等手当の支給を受ける職員及び消防職員を除く。)のうち、当該勤務が割り振りされる対象となる職員	午後6時から翌日の午前8時までに勤務した職員	1,791千円	日額700円
災害対策業務手当	災害警戒本部又は災害対策本部が設置され、解除されるまでの間、災害対策業務に従事した職員	(1) 災害対策業務に従事するため、正規の勤務時間外に緊急呼び出しにより出勤したとき	21千円	1回600円
		(2) 道路若しくは周辺又は河川の堤防等において行う巡回監視又は応急作業若しくは応急作業のための災害状況調査等に従事したとき	15千円	日額1,400円
		(3) 災害業務に従事した管理職員(正規の勤務時間を除く。)	9千円	日額600円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	330,599 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	416 千円
支給実績（令和5年度決算）	275,619 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	462 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数

(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)		
扶養手当	配偶者	6,500円	同じ	-	96,921 千円	248,515 円		
	子	11,500円	同じ	-				
	子以外	6,500円	同じ	-				
	16歳から22歳までの子への加算措置	各5,000円	同じ	-				
住居手当	借家(最高限度額)	28,000円	同じ	-	98,980 千円	152,746 円		
	自家	3,000円	異なる	国0円				
通勤手当	交通機関等利用者	運賃等相当額 (通勤距離が片道2km以上、上限なし)	異なる	国 (通勤距離が片道2km以上、上限55,000円)	52,542 千円	73,899 円		
	交通用具使用者	距離に応じた定額 (通勤距離が片道2km以上)	同じ	-				
管理職手当	部長	80,000円	異なる	国は、俸給の特別調整額区分別に定められた額を支給 (33,200円～130,300円)	137,005 千円	695,458 円		
	参事、参与、次長	70,000円						
	副参事、課長	60,000円						
	主幹	50,000円						
休日給	休日給	135/100	同じ	-	45,176 千円	430,247 円		
夜勤手当	夜勤手当	25/100	同じ	-	7,079 千円	70,790 円		
宿直手当	一般的宿直	6,500円	異なる	国4,200円	525 千円	131,250 円		
	医師の宿直	21,000円	同じ	-				
	常直	7,000円	異なる	国21,000円				
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合				160 千円	10,000 円		
	部長相当職	12,000円	異なる	俸給の特別調整額適用職員について (6,000円～18,000円)				
	次長相当職	11,000円						
	課長相当職	10,000円						
	主幹相当職	9,000円			0 千円	0 円		
管理職員特別勤務手当	管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により週休日等以外の日の深夜に勤務した場合							
	部長相当職	6,000円	異なる	一種～五種適用職員について (3,000円～6,000円)				
	次長相当職	5,000円						
	課長相当職	4,300円						
	主幹相当職	3,500円						

V 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区分		給料		月額等	
給料	市長	970,000 円		(参考)類似団体における最高/最低額 1,030,000 円 / 686,000 円	
	副市長	814,000 円		880,000 円 / 680,000 円	
報酬	議長	579,000 円		760,000 円 / 450,000 円	
	副議長	529,000 円		670,000 円 / 400,000 円	
期末手当	議員	489,000 円		620,000 円 / 377,000 円	
	市長	(令和6年度支給割合) 4.60 月分			
期末手当	副市長	(令和6年度支給割合) 4.60 月分			
	議員				
退職手当	市長	(算定方式) 970,000円×在職月数×0.35×115/100		(1期の手当額) 18,740,400円	
	副市長	814,000円×在職月数×0.21×115/100		(支給時期) 任期毎 9,435,888円	

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、

1期（4年=48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

VI 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

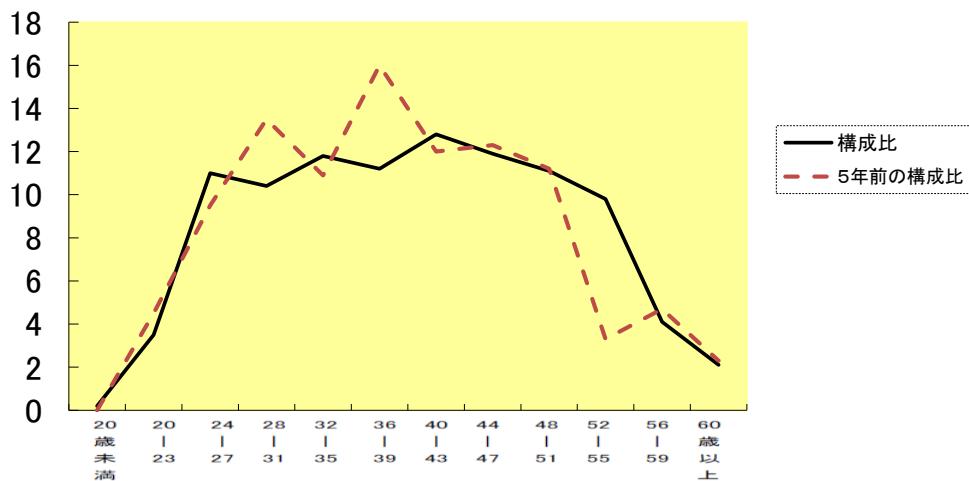
区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
部門	年	令和6年	令和7年		
一般行政部門 福祉関係を除く	議会	10	10	0	業務増加や欠員補充による増、普通退職者等による減。
	総務	181	182	1	
	税務	53	52	-1	
	労働	0	0	0	
	農林水産	0	0	0	
	商工	15	14	-1	
	土木	92	90	-2	
	小計	351	348	-3	
一般行政	民生	261	266	5	<参考>人口1万人当たりの職員数 48.50人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 48.35人)
	衛生	73	75	2	
	小計	334	341	7	
一般行政計		685	689	4	業務増加や欠員補充による増、普通退職者等による減。
特別行政部門	教育	93	91	-2	
	警察	0	0	0	
	消防	154	156	2	
	小計	247	247	0	
公営企会業計等部門	病院	0	0	0	業務増加や欠員補充による増、普通退職者等による減。
	水道	20	19	-1	
	交通	11	11	0	
	下水道	0	0	0	
	その他	32	33	1	
	小計	63	63	0	
合計		995	999	4	<参考>人口1万当たりの職員数 70人
[1,054]		[1,121]	[67]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、再任用短時間勤務職員及びフルタイム会計年度任用職員を除く。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）

%



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳以上	計
職員数	2人	35人	110人	104人	118人	112人	128人	119人	111人	98人	41人	21人	999人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年 度 部 門 別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	614	624	648	658	685	689	75 (12.2%)
教育	97	100	95	95	93	91	-6 (-6.2%)
消防	140	143	148	147	154	156	16 (11.4%)
普通会計計	851	867	891	900	932	936	85 (10.0%)
公営企業等会計計	68	66	64	68	63	63	-5 (-7.4%)
総合計	919	933	955	968	995	999	80 (8.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

VII 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 2,277,510	千円 134,195	千円 119,775	% 5.26	% 4.63

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費48,192千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人あたりの 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	20人	83,512千円	30,178千円	39,165千円	152,855千円	7,643千円	6,118千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

--

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
戸田市 (水道事業)	45.8歳	395,521円	636,896円
団体平均	45.8歳	337,221円	501,390円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

戸田市(水道事業)			戸田市(水道・下水道事業以外)		
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,958千円			1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,685千円		
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分			(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分		
(1.4) 月分 (1.0) 月分			(1.4) 月分 (1.0) 月分		
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%			(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%		

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

戸田市(水道事業)			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
1人当たり平均支給額	1,689千円	0千円	その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 割増率(2~45%)	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(注) 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	9,037 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	451,850 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
市内全域	10 %	20 人	10 %

エ 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	1 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	250 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	20.0 %		
手当の種類(手当数)	2		
手当の名称	主な支給対象職員及び業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	交通頻繁な道路上での水道の使用開始、中止、給水停止等の現場業務に従事した職員	0	日額200円
	交通頻繁な道路上での水道施設の工事の監督、維持管理等の現場業務に従事した職員	1,000	
災害対策業務手当	災害対策業務に従事するため、正規の勤務時間外に緊急呼び出しにより出勤した職員	0	1回600円
	道路若しくは周辺又は河川の堤防等において行う巡回監視又は応急作業若しくは応急作業のための災害状況調査等に従事した職員	0	日額1,400円
	災害業務に従事した管理職員(正規の勤務時間を除く。)	0	日額600円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	9,940 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	710 千円
支給実績(令和5年度決算)	7,286 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	560 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数
(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者	6,500円	同	-	2,376 千円	237,600 円
	子	11,500円	同	-		
	子以外	6,500円	同	-		
	16歳から22歳までの子への加算措置	各5,000円	同	-		
住居手当	借家(最高限度額)	28,000円	同	国27,000円	2,587 千円	161,688 円
	自家	3,000円	異	国0円		
通勤手当	交通機関等利用者	運賃等相当額(片道2km以上、上限なし)	異	国(通勤距離が片道2km以上、上限55,000円)	1,797 千円	105,706 円
	交通用具使用者	距離に応じた定額(片道2km以上)	同	-		
管理職手当	部長	80,000円	異	国は、俸給の特別調整額区分別に定められた額を支給(33,200円～130,300円)	4,440 千円	740,000 円
	参事、参与、次長	70,000円				
	副参事、課長	60,000円				
	主幹	50,000円				
休日勤務手当	休日給	135/100	同	-	12 千円	12,080 円
夜間勤務手当	夜勤手当	25/100	同	-	0 千円	0 円
宿直手当	一般の宿日直	6,500円	異	国4,200円	0 千円	0 円
	医師の日直	20,000円	同	-		
	常直	7,000円	異	国21,000円		
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合		異	俸給の特別調整額適用職員については、6,000円～18,000円	0 千円	0 円
	部長相当職	12,000円				
	次長相当職	11,000円				
	課長相当職	10,000円				
	主幹相当職	9,000円	異	一種～五種適用職員については、3,000円～6,000円	0 千円	0 円
	管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により週休日等以外の日の深夜に勤務した場合					
	部長相当職	6,000円				
	次長相当職	5,000円				
	課長相当職	4,300円	異	一種～五種適用職員については、3,000円～6,000円	0 千円	0 円
	主幹相当職	3,500円				

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率 %
6年度	千円 2,285,060	千円 52,747	千円 62,556	% 2.74	% 2.86

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費33,469千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人あたりの 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	11人	42,470千円	17,283千円	20,138千円	79,891千円	7,263千円	6,023千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

イ 特記事項

--

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
戸田市 (下水道事業)	41.1 歳	370,015 円	605,235 円
団体平均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

戸田市(下水道事業)	戸田市(水道・下水道事業以外)
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,831 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.4) 月分 (1.0) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50 月分 2.10 月分 (1.4) 月分 (1.0) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20 %	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20 %

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

戸田市(下水道事業)			国		
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年				
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分				
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分				
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分				
最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分				
1人当たり平均支給額 0 千円 0 千円	その他他の加算措置 定年前早期退職特例措置 割増率(2~45%)				

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

(注) 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	4,560 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	414,546 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
市内全域	10 %	11 人	10 %

エ 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	4 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	975 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	36.0 %		
手当の種類(手当数)	3		
手当の名称	主な支給対象職員及び業務	支給実績 (令和6年度決算)	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	交通頻繁な道路上での水道の使用開始、中止、給水停止等の現場業務に従事した職員	0	日額200円
	交通頻繁な道路上での水道施設の工事の監督、維持管理等の現場業務に従事した職員	0	
災害対策業務手当	災害対策業務に従事するため、正規の勤務時間外に緊急呼び出しにより出勤した職員	1,200	1回600円
	道路若しくは周辺又は河川の堤防等において行う巡回監視又は応急作業若しくは応急作業のための災害状況調査等に従事した職員	1,400	日額1,400円
	災害業務に従事した管理職員(正規の勤務時間を除く。)	300	日額600円
下水道業務手当 ※H26.4.1改正による	地下に敷設された管、マンホールに入り、汚泥、雜排水等の流れを調査する業務に従事した職員	1,000	1回500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	6,969 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	774 千円
支給実績(令和5年度決算)	4,450 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	556 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数

(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者	6,500円	同	-	1,812 千円	362,400 円
	子	11,500円	同	-		
	子以外	6,500円	同	-		
	16歳から22歳までの子への加算措置	各5,000円	同	-		
住居手当	借家(最高限度額)	28,000円	同	国28,000円	1,644 千円	182,667 円
	自家	3,000円	異	国0円		
通勤手当	交通機関等利用者	運賃等相当額(片道2km以上、上限なし)	異	国(通勤距離が片道2km以上、上限55,000円)	975 千円	108,333 円
	交通用具使用者	距離に応じた定額(片道2km以上)	同	-		
管理職手当	部長	80,000円	異	国は、俸給の特別調整額区分別に定められた額を支給(33,200円～130,300円)	1,320 千円	660,000 円
	参事、参与、次長	70,000円				
	副参事、課長	60,000円				
	主幹	50,000円				
休日勤務手当	休日給	135/100	同	-	0 千円	0 円
夜間勤務手当	夜勤手当	25/100	同	-	0 千円	0 円
宿直手当	一般の宿日直	6,500円	異	国4,200円	0 千円	0 円
	医師の日直	20,000円	同	-		
	常直	7,000円	異	国21,000円		
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合		異	俸給の特別調整額適用職員については、6,000円～18,000円	0 千円	0 円
	部長相当職	12,000円				
	次長相当職	11,000円				
	課長相当職	10,000円				
	主幹相当職	9,000円				
	管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要等により週休日等以外の日の深夜に勤務した場合		異	一種～五種適用職員については、3,000円～6,000円	0 千円	0 円
	部長相当職	6,000円				
	次長相当職	5,000円				
	課長相当職	4,300円				
	主幹相当職	3,500円				

4 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業等の取得状況(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

休業の種類	育児休業者数	部分休業者数	育児短時間勤務者数	配偶者同行休業者数
新たに休業を取得した者	38	29	2	0
前年から引き続いている者	28	19	2	1

(2) 育児休業等の承認期間
※令和6年度の新規取得

育児休業承認期間

	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
男性職員	11	2	2	0	0	0
女性職員	0	10	3	3	1	0

部分休業承認期間

	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え
男性職員	4	0	0	0	0	0
女性職員	14	9	2	0	0	0

1日の部分休業承認期間

	30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え
男性職員	1	1	2	0
女性職員	3	9	5	8

育児短時間勤務承認期間

	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え
男性職員	0	0	0	0
女性職員	0	1	0	1

配偶者同行休業承認期間

	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え
男性職員	0	0	0	0	0	0
女性職員	0	0	0	0	0	1

5 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要

※一般職員のみ

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00

(2) 休暇取得状況

※一般職員(市長事務部局)のみ

年次有給休暇の取得状況(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

総付与日数(A)	総取得日数(B)	対象職員数(C)	平均取得日数 (B/C)	消化率%(B/A)
22,735.5	8,132.3	577	14.1	35.7

(3) 時間外勤務の状況

時間外勤務時間(令和6年度)

※一般職員(市長事務部局)のみ

年間時間外勤務時間数	対象職員数	一人当たりの時間外勤務時間
99,134.0	613	161.72

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1)分限処分の状況

分限処分者数(令和6年度)		(単位:人)
区分	分限処分者	処分事由
免職	0	
休職	13	心身の故障
降任	0	
降給	0	
合計	13	

(2)懲戒処分の状況

懲戒処分者数(令和6年度)		(単位:人)
区分	懲戒処分者	処分事由
免職	0	
停職	0	
減給	3	服務違反、公務外非行
戒告	4	服務違反、公務外非行
合計	7	

7 職員の服務の状況

(1) 営利企業等従事制限に係る許可の状況

営利企業等従事制限許可件数		(令和6年度)
区分	件数	承認した主な事項
承認	18	講師等

8 職員の退職管理の状況

(1) 退職管理の概要

地方公務員法及び戸田市職員の退職管理に関する条例に基づき、職員の退職管理の適正化を図っている。

＜再就職者による依頼等の規制＞

営利企業等に再就職した元職員のうち、離職前5年間の職務に関して、離職後2年間は現役職員に働きかけをすることを規制している。

＜任命権者への届出＞

離職後2年間のうちに営利企業等に再就職した元職員のうち、離職前に管理又は監督の地位に就いていた者に対して、再就職情報の届出を義務付けている。

令和6年度における退職者の再就職情報は次のとおりである。

離職時の職	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先における地位	再就職先の業務内容

9 職員の研修の状況

(1) 研修の概要

幅広い視野と創造性の豊かな人材を育成するために職員研修を実施しております。
なお、令和6年度に実施した職員研修の受講者延べ総数は、(1626)名です。

【令和6年度研修実施結果一覧】

研修区分	研修名(研修機関名)	日数	受講者数	備考
職場研修	フレッシュトレーニング	6ヶ月	34名	
	OJTリーダー養成研修	1日間	21名	
	職場研修計…(a)		55名	
階層別研修	新規採用職員研修(前期)	7日間	60名	市主催
	新規採用職員研修(後期)	3日間	51名	市主催
	2年目職員研修	4日間	49名	市主催
	3年目職員研修	3日間	36名	市主催
	中級職員研修	2日間	19名	広域連合
	新任主任職員研修(前期)※映像研修含む	1日間	31名	市主催
	新任主任職員研修(後期)	3日間	27名	市主催
	新任副主幹職員研修※映像研修含む	3日間	15名	市主催
	〃	2日間	15名	広域連合
	新任主幹職員研修※映像研修のみ	1日間	7名	市主催
	〃※オンライン研修含む	2日間	7名	広域連合
	新任課長職員研修※映像研修のみ	1日間	9名	市主催
	〃※オンライン研修含む	2日間	8名	広域連合
	キャリア・リデザイン研修	1日間	11名	市主催
	シニア職員研修※映像研修のみ	1日間	5名	市主催
	〃※映像研修のみ	1日間	5名	広域連合
	階層別研修小計…①		355名	
専門研修	出産育児等に関する理解・取得促進研修	1日間	54名	
	防火管理研修	1日間	76名	※映像研修
	DX研修	1日間	54名	※映像研修
	ハラスマント防止研修	1日間	89名	
	人材マネジメント研修	1日間	38名	
	エクセル研修	1日間	27名	※会計年度含む
	パワー・ポイント研修	1日間	14名	※会計年度含む
	人権問題研修	1日間	20名	
	手話研修	8日間	20名	
	メンタルヘルスセミナー(ストレスチェック研修)	1日間	103名	※映像研修
	メンタルヘルスセルフケア研修	1日間	51名	
	バリアフリー研修	1日間	31名	
	コンプライアンス研修	1日間	121名	
	インバケット研修	1日間	23名	
	障害理解促進研修	1日間	63名	※映像研修
	新任評価者研修・業績評価研修(前期)	1日間	26名	※映像研修
		1日間	53名	
	評価者等研修・業績評価研修(後期)	1日間	117名	※映像研修
		1日間	55名	
	専門研修小計…②		1035名	
一般研修計(①+②)…(b)			1390名	
派遣研修	市町村アカデミー(市町村職員中央研修所)	4名	2コース	
	彩の国さいたま人づくり広域連合	6名	6コース	
	全国建設研修センター・国土交通大学校	2名	2コース	
	その他研修機関	26名	NOMA等	
	派遣研修小計…(c)		38名	
自主研修	聴講研修(協働)	0名		
	聴講研修(文書作成能力向上)	0名		
	聴講研修(法制執務)	0名		
	聴講研修(情報公開・個人情報保護)	2名		
	聴講研修(財政(基礎))	2名		
	聴講研修(ワーカーライフデザイン)	1名		
	聴講研修(クレーム対応能力向上)	2名		
	聴講研修(キャリア・リデザイン)	12名		
	聴講研修(議会運営)	16名	※映像研修	
	聴講研修(財政(応用))	13名	※映像研修	
	聴講研修(政策法務・法制執務)	9名	※映像研修	
	聴講研修(公共調達事務)	9名	※映像研修	
	聴講研修(財政(発展))	16名	※映像研修	
	聴講研修(総合振興計画等)	6名	※映像研修	
	聴講研修(議会運営対応)	11名	※映像研修	
	聴講研修(人権)	11名	※映像研修	
	聴講研修(DX研修)	23名	※映像研修	
	通信教育講座	10名	9コース	
	自己啓発小計…(d)		143名	
令和6年度研修受講者延べ(a)+(b)+(c)+(d)			1626名	

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の概要

1. 埼玉県市町村職員共済組合

区分	令和6年度		内訳 水道企業会計分		内訳 下水道企業会計分	
	加入者数	市負担状況(円)	加入者数	市負担状況(円)	加入者数	市負担状況(円)
埼玉県市町村職員共済組合	1027	1,221,610,759	23	29,184,026	9	15,231,763

(注) 加入者数及び市負担状況については、フルタイム会計年度任用職員を含み、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員を含まない。

2. 戸田市職員互助会

①事業費

区分	令和6年度		内訳 水道企業会計分		内訳 下水道企業会計分	
	加入者数	市負担状況(円)	加入者数	市負担状況(円)	加入者数	市負担状況(円)
戸田市職員互助会	992	0	23	0	9	0

②互助会負担率(給料月額に対する割合)	職員会費	市助成金	負担割合(個人:市)
令和4年度	3 / 1000	0	-
令和5年度	3 / 1000	0	-
令和6年度	3 / 1000	0	-

③事業内容

地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の相互共済及び福利厚生に資するため、職員互助会(職員の会費により運営)を組織し、共済給付活動(結婚・出産祝い等)及び福利厚生事業(レクリエーション施設の補助等)を実施しています。

- ・共済給付活動→結婚、出産等の祝い金や災害見舞金の給付
- ・福利厚生事業→宿泊施設や契約施設の利用補助

④見直しの状況

- ・平成22年度に互助会全般の見直しを行い、市助成金の削減(会費と同額から会費の3割へ削減)及び事業の見直し(各種祝い金の減額、レクリエーション活動助成の廃止)を行いました。
- ・職員互助会に対する市からの助成金(公費)について、平成26年4月1日をもって廃止しました。
- ・貸付事業について、令和2年4月1日をもって廃止しました。
- ・令和6年度に、香典料を弔慰金に改め支給要件の緩和を実施しました。
- ・介護休暇取得者に対する給付事業として、介護支援金を新設しました。

(2) 公務災害等の発生状況

令和6年度

区分	認定件数
公務災害	4
通勤災害	1
合計	5

11 公平委員会の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求等の状況

令和6年度

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求	0
不利益処分に関する不服申立	0